

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市空き家等の適切な管理に関する条例（令和2年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又は指導)

第2条 条例第8条第1項の規定による助言又は指導は、助言（指導）書（様式第1号）により行うものとする。

(勧告)

第3条 条例第8条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

(命令)

第4条 条例第8条第3項の規定による命令は、命令書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、前項の命令を行おうとするときは、北本市行政手続条例（平成10年条例第34号）第28条の規定による通知をするものとする。

3 前項の通知は、命令に係る事前通知書（様式第4号）により行うものとする。

(命令に対する意見)

第5条 前条第2項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、命令に対する意見書（様式第5号）により、意見を述べなければならない。

(公表)

第6条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 命令を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令に係る空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第9条の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 北本市公告式条例（昭和36年条例第9号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法
- (2) インターネットを利用する方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

3 市長は、条例第9条の公表を行おうとするときは、北本市行政手続条例第28条の規定による通知をするものとする。

4 前項の通知は、公表に係る事前通知書（様式第6号）により行うものとする。

（公表に対する意見）

第7条 前条第3項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、公表に対する意見書（様式第7号）により、意見を述べなければならない。

（緊急安全措置）

第8条 条例第10条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第8号）により行うものとする。

（委任）

第9条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第46号抄）

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。